平成３０年（フ）第１３号
大阪府貝塚市三ツ松2118番地
債務者　西坂　愛美
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
大阪府泉佐野市湊２丁目６番２－101号
債務者　森　　友亮
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
大阪府泉佐野市湊２丁目６番２－101号
債務者　森　　渚
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
大阪府和泉市池田下町1796番地の１－201
債務者　松井　重敏
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
兵庫県篠山市北新町68番地６
債務者　田中佐代子（旧姓谷）
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第５１９号
栃木県栃木市新井町1006番地３　藤宮301
債務者　篠辺　奈那
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１１号
栃木県那須郡那須町大字湯本201番地　町営湯本団地103号
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５６１号
岡山市南区彦崎3200番地81
債務者　村上　　香
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６３号
岡山市北区三門西町７番30号
債務者　中山新太郎
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６４号
岡山市北区舟橋町４番18号　センチュリーふなばし303号、旧住所岡山市北区田町２丁目７番４号
債務者　荒尾　吉輝
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６９号
岡山市南区大福663番地20
債務者　杉本　高代
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６号
熊本県菊池市隈府1060番地
債務者　山口　**靜**代
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
熊本県山鹿市西牧961番地
債務者　大渕　正昭
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月22日午後２時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
熊本県山鹿市中803番地　ヒルズ栗林Ａ205号
債務者　村井　由香
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月22日午前10時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成３０年（フ）第９号
静岡県浜松市西区西山町2097番地
債務者　島野　繁美
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
静岡県浜松市西区西山町2097番地
債務者　島野　育子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係